

議案第 6 号

教育プランの改正について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 8 日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

教育プランの一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育プランの改正について

1 現状

① 教育プランの位置づけ

鳥栖市教育の基本方針を見直し、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」との位置づけで平成25年3月に策定。以後、各年度の方針として毎年3月に改定を行い、議会にも配布している。プランに掲載された取組については、四半期ごとに進行管理を行い、定例教育委員会で報告している。

② 教育委員会事務点検評価との関係

平成26年度点検評価より、教育プランに掲載している具体的な取組を点検評価対象としている。

③ 鳥栖市教育大綱との関係

教育プランは大綱の理念を実現するための教育委員会における具体的な取組を掲載するものと整理した。

2 改正案

別添のとおり

◆ 主な改正点原案について

箇所	改正内容	新	旧
学校教育(内容の充実) 2 具体的な取組	活動指標の変更・ 追加・削除	鳥栖市教育の日・各学校実施の授業参観に変更 (P5)	鳥栖市教育の日・鳥栖西中学校区研究発表会 (P5)
		特別支援教育支援員の研修回数、特別支援教育に係る教職員の研修回数に変更 (P7)	特別支援教育支援員の研修回数、特別支援教育支援員配置数 (P7)
		削除	特別支援教育エリアリーダーの相談件数 (P8)

◆主な改正点原案について

箇所	改正内容	新	旧
学校教育（環境整備） 2 具体的な取組	活動指標の変更・ 追加	建設又は改修後 30 年経過した学校施設の大規模改造工事等の着工 に変更 (P9)	建設又は改修後 30 年経過した学校施設 (P9)
		部活動の地域移行に向けた協議 を追加 (P10)	

